

# 市主催イベント等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言は2月7日をもって解除されるが、不要不急の外出自粛要請が継続されており、人ととの接触機会を減らす必要があることから、2月8日以降の市主催のイベントについても、緊急性・必要性が高いものを除いて原則中止または延期とする。

本取扱いの適用期間は令和3年2月21日までとする。なお、今後の感染状況によっては適用期間を短縮又は延長する場合がある。

## 開催可否の考え方

### 開催するもの

#### 【カテゴリー】

- ・生命
- ・健康
- ・生活

#### 【実施目的】

- ・期限があるもの
- ・法に定められているもの
- ・実施時期が明確なもの

#### 【具体例】

- ・各種健康診断
- ・制度改正説明会
- ・市県民税申告受付 等

○開催する場合は、次の感染対策を徹底すること

- ・消毒及び換気の徹底
- ・マスク着用の徹底、検温の実施
- ・参加者の把握
- ・大声の抑止
- ・入退場時の制限や誘導及び休憩時の密集の回避
- ・イベント前後の行動管理

※上記に該当する場合であっても、感染した場合に重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を持つ方等が多数参加する場合などは、中止・延期を検討する。

※人数上限については、令和2年11月25日付防危号外「新型コロナウイルス感染拡大防止のための市主催イベント等の取扱いについて（通知）」のとおりとする。

高

緊急性・必要性

低

### 延期または中止を前提とするもの

#### 【カテゴリー】

- ・趣味
- ・学習
- ・余暇

#### 【実施目的】

- ・集客や啓発等のイベント
- ・講習会

#### 【具体例】

- ・各種講座・研修
- ・講演会
- ・上映会・コンサート 等

※上記のイベントであっても、パソコン等を使ったリモート開催等、人が集合しない環境で実施する場合は、開催可能とする。